

速報

大手前通りまちづくりだより

第16号

各町まちづくりを考える会の様子

■まちづくりを考える会とは、「住民生活の視点から地域の住み良い環境づくり」を道路拡幅に合わせて考えるものであり、地域での日常の身近な問題、道路事業に伴う様々な課題、将来のまちづくり計画等を住民の皆様と考えていただく会です。
それらの意見を参考として、住民の皆様と県、市が一緒になって、より良いまちづくりを進める一助とするものです。



南田町

- ・ 9月29日 第1回 南田町まちづくりを考える会
- ・ 10月31日 第2回 南田町まちづくりを考える会

○まちづくりアンケート調査実施・集計中



米子町

- ・ 10月4日 第1回 米子町まちづくりを考える会
- ・ 10月26日 第2回 米子町まちづくりを考える会

○まちづくりアンケート調査実施・集計終了



母衣町

- ・ 10月21日 第1回 母衣町まちづくりを考える会
- ・ 12月8日 第2回 母衣町まちづくりを考える会

○現在まちづくりアンケート調査実施中



北殿町

- ・ 11月25日 第1回 北殿町まちづくりを考える会



「まちづくり」とは、使う側も受ける側もなんとなく納得している言葉だと思います。ただ、まちづくりで誰もが納得できることがひとつあります。それは、「まち」が一番よく知っているのはそこに住み暮らす住民のみなさま方であることです。当然「まちづくり」の計画をつくるのが一番いいのは、まちの主人公である住民のみなさま方だと思います。

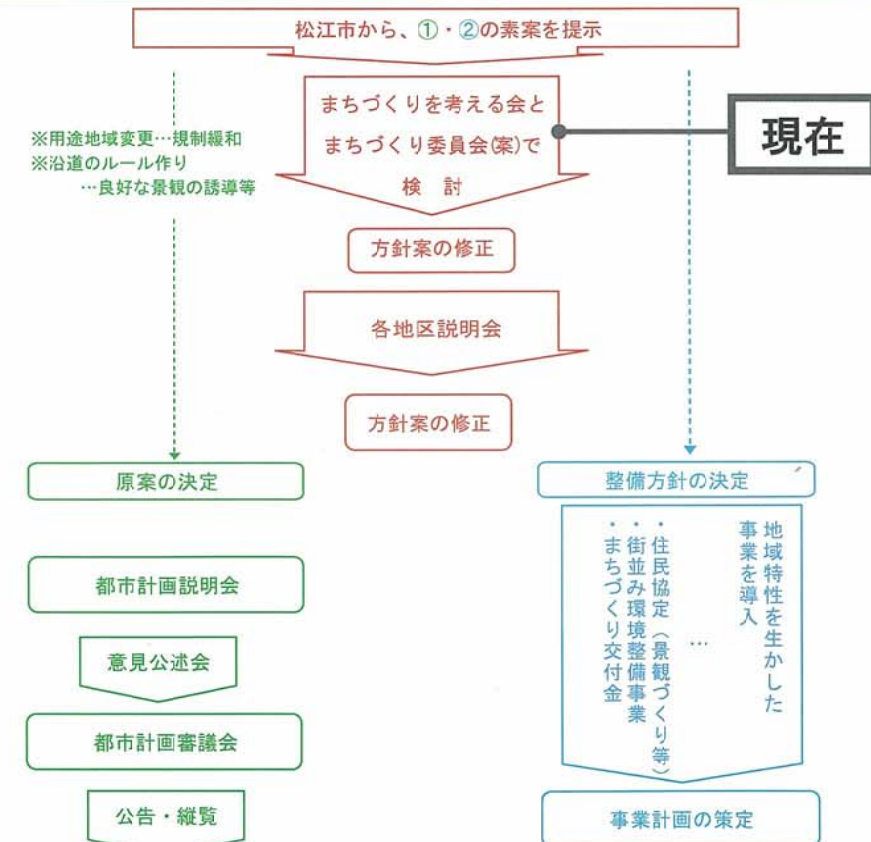
お問い合わせ

■松江市都市計画部都市計画課 森山・安達・足立 TEL 0852(55)5380 FAX0852(55)5552



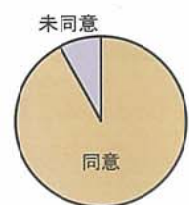
■まちづくりのスケジュール

- ①用途地域変更と沿道のルール作り
- ②まちづくり事業導入の検討

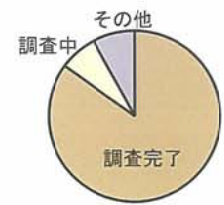


■都市計画道路城山北公園線(大手前通り)拡幅事業(第1工区)の様子をお知らせします。

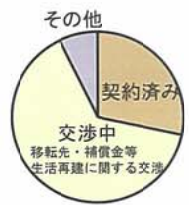
○物件調査の同意状況



○調査の進捗状況



○交渉状況



城山北公園線(大手前通り)沿道まちづくり計画(素案)

——城山北公園線の整備と連携するまちづくり——

■城山北公園線沿道に位置する殿町、母衣町、米子町、南田町地区は、利便性が高く歴史的資源に恵まれる一方、地区内を東西に結ぶ道路の弱さや、住居・店舗等の郊外移転に伴う低未利用地の増大、地域コミュニティ維持の問題、細街路の多いことによる安全性の問題など様々な課題を抱えています。

今後、城山北公園線の整備と連携し、

○都心機能の充実 ○定住の促進 ○観光の振興
をはかるまちづくりを行なっていきます。

■まちづくりの方針

- 地域の特徴に応じた土地利用の誘導
- 歴史資源・自然資源を生かしたまちづくり
- 住みやすい生活空間の整備

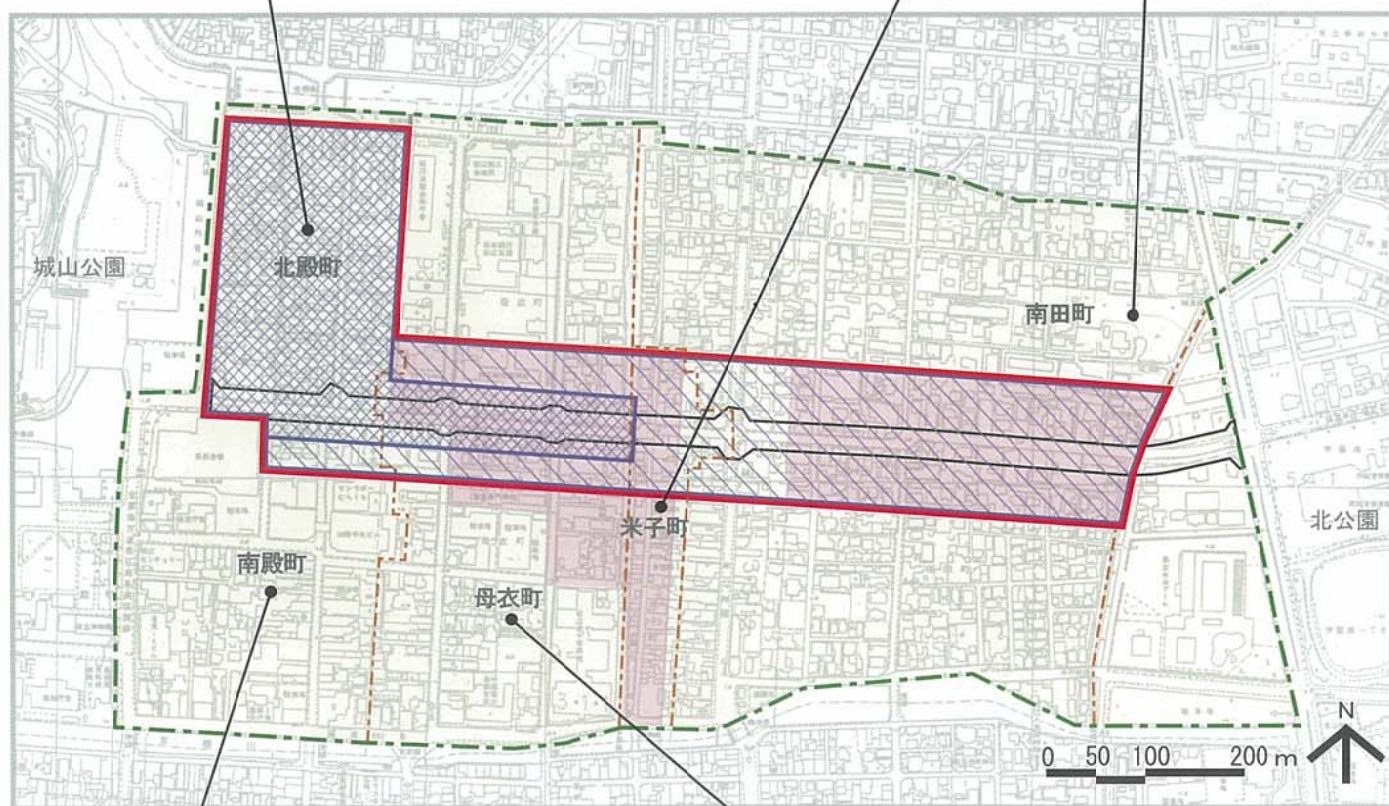
北殿町地区

城山公園の隣接地であり、堀川に面しているという特徴を生かし、城下町景観の保全と活用を図る地区。



米子町地区、南田町地区

地区内の歴史資源や水辺などのオープンスペースの活用を図りながら、良好な住環境の保全・育成を目指す地区。



南殿町地区

県庁に隣接し、地区内に県民会館や店舗などの集客施設が多く立地するという特性を生かし、賑わいある都心核ゾーンの形成を図る地区。



母衣町地区

松江赤十字病院、地方裁判所、法務合同庁舎などの行政関連施設と住環境の調和を図る地区。



凡例

- まちづくりルールの導入範囲
- まちづくり事業範囲

- 高さ制限 12m
- 高さ制限 20m

近隣商業地域に変更

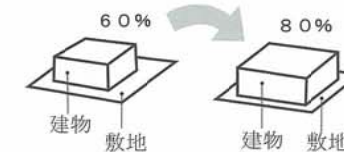
①用途地域変更と沿道のルール作り(素案)

■用途地域の変更について(素案)

用途地域とは土地を住宅地、商業地、工業地に適した12種類の地域に区分し、その区分ごとに建てられる建物の用途、大きさ(建ぺい率や容積率)などを定めるものです。

○城山北公園線沿道の「近隣商業地域」への変更
第2種住居地域に建てられなかった商業系の施設や工場等も可能になります。(劇場、映画館、原動機を使用する工場など)

○建ぺい率が60%から80%となります
近隣商業地域に変更になる地域は、これまで敷地の60%しか建物を建てられなかったのが、敷地の80%まで建てられるようになります。



■地区計画制度など、まちづくりのルールの導入について(素案)

地区計画とは一定の区域におけるまちづくりに関する計画のことです。地区の皆様と市が協力して地区のルールをつくり、地区で行なわれる建物の建築や宅地の造成を、このルールに従って規制又は誘導し、地区にふさわしいまちづくりを実現していくとするものです。

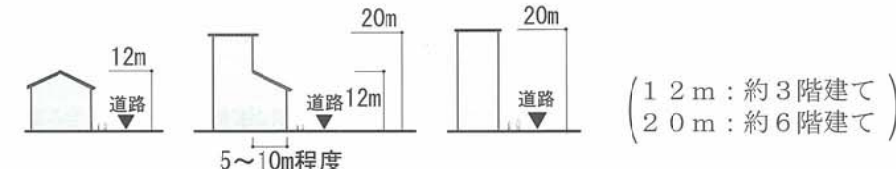
○建物の用途の制限(来てほしくない業種)

落ち着いた住環境のために、建物の用途を制限します。



○建物の高さの制限

城下町の景観に配慮し、建物の最高高さを制限します。



○建物の意匠の制限



建築物の外壁・屋根は、城下町らしさに配慮し落ち着いたものにしましょう。

○大げさで、けばけばしい看板の禁止



乱雑で多すぎる看板はやめましょう

②まちづくり事業導入の検討(素案)

■まちづくり事業について(素案)

まちづくり事業とは地域主導の個性あふれるまちづくりを行政が支援する国の補助事業です。

○生活しやすく、歩きやすい道路の整備

舗装や側溝、街路灯などを整備し、車と人が共存できる安全・安心な道路の整備。



○まちづくり交付金事業のイメージ



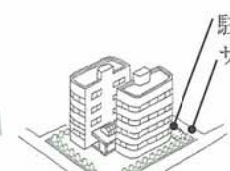
整備前

○共同建替え事業など土地の有効利用の工夫

従前



小さな敷地が集まり共同化



従後



整備後

(伊勢市ホームページより)